

あさひ園(幼稚園)の利用者負担額

1. 幼稚園授業料

幼稚園の授業料は、幼児教育・保育の無償化により令和元年10月から無償化されました。

2. 給食費

幼稚園の給食費は、主食費・副食費を合わせて、毎月1日に保護者の方より指定された口座より口座振替にて納付いただきます。

ただし、8月は夏季休業中のため頂戴しておりません。

年齢児	年収 360 万円以上相当世帯			年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子		
	月額			月額		
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計
3 歳児	800 円	3,200 円	4,000 円	800 円	免除	800 円
4 歳児	800 円	3,300 円	4,100 円	800 円	免除	800 円
5 歳児	800 円	3,600 円	4,400 円	800 円	免除	800 円

* 副食費の免除について

副食費(おかず、おやつ等)について、次に該当する場合、免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・所得階層に関わらず第3子以降のお子さま

* 利用者負担額の軽減について

幼稚園(1号認定)の場合、小学校3年生以下で最も年齢が高い児童を第1子と数え、在園する園児を第2子、第3子として数えます。

* 利用者負担額の見直し

保育料又は給食費は、毎年9月に利用者負担額の見直しを行います。利用者負担額は、保護者世帯の市町村民税所得割を基に算出させていただいております。

4月から8月までの利用者負担額は、前年度市町村民税。9月から翌年3月までの利用者負担額は、当該年度市町村民税を基に算出します。

あさひ園(保育部)の利用者負担額

1. 保育料

保育料は、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児のお子さまは、令和元年10月から無償化されました。

ただし、3歳児未満と3歳児以上でも延長保育(1日当たり11時間を超えて利用する場合)を利用する場合は、保育料を納付いただきます。

2. 保育料負担額表

(1)3歳児未満

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)単位:円			
階層	定 義	利用時間(1日当たり)				
		10時間以内	10時間を超えて11時間まで	11時間を超えて11時間30分まで		
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0		
2	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税非課税世帯	要保護者世帯	0	0	0	
		要保護者以外世帯	5,800	6,400	6,700	
3-1	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次に該当する世帯	24,300円未満	要保護者世帯	4,500	5,250	5,250
要保護者以外世帯			10,500	11,500	12,100	
3-2		24,300円以上 48,600円未満	要保護者世帯	4,500	5,250	5,250
			要保護者以外世帯	10,500	11,500	12,100
4-1		48,600円以上 72,800円未満	要保護者世帯	9,000	9,000	9,000
			要保護者以外世帯	20,000	22,000	23,000
4-2		72,800円以上 97,000円未満	要保護者世帯	9,000	9,000	9,000
			要保護者以外世帯	20,000	22,000	23,000
5-1		97,000円以上 133,000円未満		34,000	37,400	39,100
5-2		133,000円以上 169,000円未満		34,000	37,400	39,100
6-1		169,000円以上 235,000円未満		43,000	47,300	49,400
6-2		235,000円以上 301,000円未満		43,000	47,300	49,400
7		301,000円以上 397,000円未満		49,000	53,900	56,300
8		397,000円以上		49,000	53,900	56,300

(2)3歳児以上

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)単位:円		
階層	定 義	利用時間(1日当たり)			
		10時間以内	10時間を超えて11時間まで	11時間を超えて11時間30分まで	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	
2	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税非課税世帯	要保護者世帯	0	0	0
		要保護者以外世帯	0	0	200
3-1	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税課税世帯	24,300円未満 要保護者世帯	0	0	0
		要保護者以外世帯	0	0	400
3-2	24,300円以上 48,600円未満	要保護者世帯	0	0	0
		要保護者以外世帯	0	0	400
4-1	48,600円以上 72,800円未満	要保護者世帯	0	0	0
		要保護者以外世帯	0	0	800
4-2	72,800円以上 97,000円未満	要保護者世帯	0	0	0
		要保護者以外世帯	0	0	800
5-1	97,000円以上 133,000円未満	0	0	1,100	
5-2	133,000円以上 169,000円未満	0	0	1,100	
6-1	169,000円以上 235,000円未満	0	0	1,300	
6-2	235,000円以上 301,000円未満	0	0	1,300	
7	301,000円以上 397,000円未満	0	0	1,400	
8	397,000円以上	0	0	1,400	

*利用者負担額の軽減について

保育園(2号・3号認定)の場合、在園している就学前園児のうち最年長者を第1子と数え、在園する園児を第2子、第3子として数えます。3歳児未満(3号認定)の保育園児の保育料は、第2子の場合には利用者負担額表の該当金額の半額、第3子以降は無料となります。

*利用者負担額の見直し

保育料又は給食費は、毎年9月に利用者負担額の見直しを行います。利用者負担額は、保護者世帯の市町村民税所得割を基に算出させていただいております。

4月から8月までの利用者負担額は、前年度市町村民税。9月から翌年3月までの利用者負担額は、当該年度市町村民税を基に算出します。

3. 給食費

保育園の給食費は、主食費・副食費を合わせて、毎月15日(4月のみ25日)を期限として納付書又は口座振替にて納付いただきます。

年齢児	年収 360 万円以上相当世帯			年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子		
	月額			月額		
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計
3 歳児	800 円	4,800 円	5,600 円	800 円	免除	800 円
4 歳児	800 円	4,900 円	5,700 円	800 円	免除	800 円
5 歳児	800 円	5,200 円	6,000 円	800 円	免除	800 円

* 副食費の免除について

副食費(おかず、おやつ等)について、次に該当する場合、免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・所得階層に関わらず第3子以降のお子さま

4. 土曜日保育の給食費

土曜日保育を利用する場合の1日当たり給食費は次のとおりです。利用を希望される方は、毎週木曜日の登園時まで、申請書と給食費を添えて、事務所まで提出ください。

給食費内訳	年収 360 万円以上相当世帯	年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子
主食費	40 円	40 円
副食費(おかず、おやつ等)	180 円	免除
計	220 円	40 円

(注)未満児(0歳~2歳児)は、ご負担なしです。